

# 令和7年度綾町児童クラブ入会申請にあたって

令和7年度の児童クラブ会員を募集します。入会を希望される児童の保護者は、次の事項を確認され、申し込みをしてください。

児童クラブとは昼間、保護者が働いていて、病気などのために放課後、家庭で面倒を見られない小学校低学年児童（放課後児童）に児童館や役場裏公園で健全な遊びなどを通して健やかな発達を促すために、綾町が平成7年4月から開設しているものです。

○対象児童 小学校1年生から3年生までの放課後児童

○開設期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

○開 設 日 月曜日から金曜日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く）

○活動時間 下校時から午後6時まで

・夏休み等の長期休業または学校行事振替など、小学校休業日は午前8時から午後6時まで。

○申 込 先

・役場窓口または児童館で「入会申請書」、「就労（自営）証明書」を受け取り必要事項記入の上、児童館まで提出してください。教育総務課では受付できません。

・申請書類について同一世帯から複数児童の申請（兄弟姉妹での申請）をされる場合、「入会申請書」は児童1人につき1枚ずつ必要ですが、「就労（自営）証明書」は1部で結構です。

・申請にあたっては児童の状況や保護者の就労状況等、確認させていただくことがありますので、必ず保護者の方が持参してください。保護者以外の受付はできません。

○申込期限 2月10日（月）から3月3日（月）まで

・定員は70名です。定員に達した場合、申込み期限内でも締め切りとさせていただきます。

・申請書受付は、午前10時から午後6時まで（月曜日～土曜日） ※日曜日、祝日を除く。

○そ の 他

・入会児童の保護者の方は、児童クラブ活動を円滑に行うため、「児童クラブ保護者の会」に入会していただきます。児童クラブの運営にご協力をお願いします。

・児童クラブ利用料は無料ですが、傷害保険料、教材費（実費）及びおやつ代は保護者負担となります。小学校休業日などは、お弁当が必要です。おやつ代は毎月2,000円（1人）、傷害保険代は、1年間で1,500円（1人）です。

・アレルギー（食物アレルギーなど）がある児童は、医師の診断書が必要です。

○就労証明書（自営業申告書）

・就労証明書は会社などに勤務している方、自営業は農業、商業など自営している方です。

・就学中の方は在学証明書が必要です。

・入院中の方は医師の診断書を提出してください。

・出産予定の方、育児休暇中の方はご相談ください。

・求職中の方は利用開始日から3ヶ月以内に就労証明書・自営業申告書を提出してください。

・必要書類が全て揃ってから、綾町児童館へ提出してください。（押印確認）

（問い合わせ先）

・綾町児童館 ☎77-1279

・教育総務課 ☎77-5002